

夜間金庫規定

第1条 (利用目的)

この夜間金庫は、当金庫における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

第2条 (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日まで本人または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第3条 (使用料)

- (1)夜間金庫の使用料は、当金庫所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、利用者が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳・同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。
- (2)使用料は諸般の情勢により変更することがあります。
- (3)契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月賦計算により返戻します。

第4条 (手数料)

- (1)夜間金庫の利用による入金事務取扱手数料として、当金庫所定の「夜間金庫専用入金票」(以下「入金票」という)1冊ごとに当金庫所定の料金を入金票交付時に支払ってください。
- (2)手数料は諸般の情勢により変更することがあります。

第5条 (利用方法)

- (1)この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下「証券類」という)を、当金庫所定の入金票および通帳等とともに当金庫所定の入金袋(以下「入金袋」という)に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2)入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

第6条 (預金への受入処理)

- (1)この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2)前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうちは、当金庫はその責任を負いません。

第7条 (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので窓口営業時間中に来店のうえ受取ってください。

第8条 (鍵の保管等)

- (1)投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。
- (2)入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

第9条 (鍵、入金袋の喪失・毀損)

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、または、毀損したときは直ちに書面によって当金庫へ届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

第10条 (届出事項の変更等)

- (1)印章、名称、代表者、住所、その他届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫へ届出てください。
- (2)前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3)届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または、到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到達したものとみなします。

第11条 (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害、事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不十分な閉扉、入金袋の不十分な施錠その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

第12条 (金庫の修繕、移転等)

この夜間金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が夜間金庫の一時利用中止または金庫・扉・入金袋の変更・取替えを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第13条 (解約等)

- (1)この契約は、本人の申出により、いつでも解約することができます。この場合には、当金庫所定の書面により届出るとともに、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返却してください。なお、投入口鍵、入金袋または入金袋正鍵を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
- (2)次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当金庫に返却してください。
 - 第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ①本人が使用料、手数料、その他本人が負担すべき費用を支払わないとき。
 - ②本人について相続の開始があったとき。
 - ③本人の責めに帰すべき事由により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
 - ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。
 - ⑤本人がこの規定に違反したとき。
- (3)使用料の精算は投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵が当金庫へ返却された時をもって行います。
- (4)使用料、手数料、その他本人が負担すべき費用が支払われないときには、夜間金庫の利用があっても当金庫は入金袋を留め置き、返却しないことができるものとします。このために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第14条 (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

第15条 (規定の変更)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第16条 (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

以上